

※処理事項	整理番号	事務所区分	法人番号	申告区分
-------	------	-------	------	------

平成 年 月 日

香芝市長 様

受付印

所在地
[本市が支店等の場合は本店所在地と併記]

(電話)

この申告の基礎
1. 法人税の平成 年 月 日の修正申告書の提出による。
2. 法人税の平成 年 月 日の更正・決定・再更正による。

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額
兆: 十億: 百万: 千: 円

期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額

代表者氏名印

經理責任者氏名印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度又は連結事業年度の市民税の申告書※

摘要		課税標準		法人税割額	
		十億	百万	千	円
(1)	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額				
(2)	試験研究費の増加額、試験研究費の総額又は特別共同試験研究費に係る法人税額の特別控除額				
(3)	みなし配当の25%相当額の控除額				
(4)	還付法人税額等の控除額				
(5)	退職年金等積立金に係る法人税額				
(6)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 $(1) + (2) - (3) - (4) + (5)$	0.00			
(7)	2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 $(\frac{6}{21}) \times (22)$	0.00			
(8)	外国の法人税等の額の控除額				
(9)	仮装経理に基づく法人税割額の控除額				
(10)	差引法人税割額 $(6) - (8) - (9)$ 又は $(7) - (8) - (9)$				0.0
(11)	既に納付の確定した当期分の法人税割額				0.0
(12)	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				
(13)	この申告により納付すべき法人税割額 $(10) - (11) - (12)$				0.0
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	月	円	$\times \frac{14}{12}$	(15)
	既に納付の確定した当期分の均等割額				(16)
	この申告により納付すべき均等割額 $(15) - (16)$				(17)
(18)	この申告により納付すべき市民税額 $(13) + (17)$				(18)
(19)	⑬のうち見込納付額				(19)
(20)	差引 $(18) - (19)$				(20)

香芝市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		香芝市分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	左のうち香芝市分の従業員数	人
合計		⑳	㉑	㉒

指定都市に申告する場合の⑮の計算	区名	※区コード	月数	従業員数	均等割額	決算確定の日	平成 年 月 日	翌期の中間申告の要否	要・否
						円	法人税の申告書類の種類	青色・その他	
					0.0	この申告が中間申告の場合の計算期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無
					0.0	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 口座番号(普通・当座)	支店	
					0.0	還付請求税額	十億: 百万: 千: 円		
					0.0	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

関与税理士 署名押印 (電話)

※従業員数は必ず記載してください。

※処理事項 整理番号 事務所区分 法人番号 申告区分

平成 年 月 日
香芝市長 様
 受付印
 所在地 [本市が支店等の場合は本店所在地と併記] (電話)
 法人名 (ふりがな)
 代表者氏名印 (ふりがな) 印 氏名
 この申告の基礎
 1. 法人税の平成 年 月 日
 の修正申告書の提出による。
 2. 法人税の平成 年 月 日
 の更正・決定・再更正による。
 事業種目
 期末現在の資本金の額 又は 出資金の額
 期末現在の資本金等の額 又は 連結個別資本金等の額
 申告年月日 年 月 日

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市民税の 申告書※

摘 要		課 税 標 準	法 人 税 割 額	
		十億 百万 千 円	税率(%)	税 割 額
(使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	()		
試験研究費の増加額、試験研究費の総額又は特別共同試験研究費に係る法人税額の特別控除額	②			
みなし配当の25%相当額の控除額	③			
還付法人税額等の控除額	④			
退職年金等積立金に係る法人税額	⑤			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③-④+⑤	⑥	0.00	100	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑥/②)×②	⑦	0.00	100	
外国の法人税等の額の控除額	⑧			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑨			
差引法人税割額 ⑥-⑧-⑨ 又は ⑦-⑧-⑨	⑩			0.0
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑪			0.0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑫			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫	⑬			0.0
均 等 割 額	算定期間中において事務所等を有していた月数	月	円× $\frac{⑭}{12}$	⑮
	既に納付の確定した当期分の均等割額			⑯
	この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑯			⑰
この申告により納付すべき市民税額 ⑬+⑰				⑱
⑱のうち見込納付額				⑲
差 引 ⑱-⑲				⑳

香芝市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分 割 基 準		香芝市分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	左のうち香芝市分の従業員数	人
合 計		⑳	㉑	㉒

場 合 の ⑮ の 計 算 指 定 都 市 に 申 告 す る	区 名	※区コード	月数	従業員数	均等割額	決算確定の日	平成 年 月 日	翌期の中間申告の要否	要・否
						円	法人税の申告書類の種類	青色・その他	
					0.0	この申告が中間申告の場合の計算期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無
					0.0	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 口座番号(普通・当座)		
					0.0	還付請求税額	十億 百万 千 円		
					0.0	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

関与税理士 署名押印 (電話)

※従業員数は必ず記載してください。

第20号様式記載要領

- 1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行なう中間申告に限ります）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 5 連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。
- 6 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び用途秘匿金の支出に対する法人税額（用途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。
- 7 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑦」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の欄の金額を「当該法人の全従業者数⑳」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数㉑」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「香芝市の従業者数㉒」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。
- 8 「⑬のうち見込納付額⑱」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 9 「還付請求税額」の欄は、法第321条の8第25項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができる。
ただし、中間納付額の還付金を未納分へ充当を希望する場合は、「還付請求税額」欄には充当金額を差し引いた金額を記載すること。
- 10 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

◎ 納付書の記載について

1. 法人名、所在地、事業年度、金額は明確にお書きください。
2. 申告区分は該当事項を○で囲んでください。

〈納付場所〉

1. 香芝市指定金融機関
南都銀行香芝支店
2. 香芝市収納代理金融機関
◇三菱東京UFJ銀行 ◇りそな銀行
◇三井住友銀行 ◇みずほ銀行
◇近畿大阪銀行 ◇第三銀行
◇関西アーバン銀行 ◇大和信用金庫
◇奈良中央信用金庫
◇奈良県農業協同組合
上記の各本店支店
◇近畿2府4県のゆうちょ銀行（郵便局）